

事務連絡  
令和4年8月2日

障害福祉サービス等事業所 開設者 様

富山県厚生部障害福祉課長  
富山県厚生部健康対策室健康課長  
[ 公 印 省 略 ]

令和4年10月からの福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る  
計画書等の提出について

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省からの通知（「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年7月22日付け障障発 0722 第1号）により、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

令和4年10月からベースアップ等加算を算定する事業者は、計画書等の提出が必要となりますので、当該通知を確認のうえ、次のとおり提出されるようお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善計画書[様式2-1]
- (2) 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）[様式2-2]
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）[様式2-3]
- (4) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）[様式2-4]
- (5) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等に関する届出書[加算状況1又は加算状況3]
- (6) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等状況一覧表[加算状況2又は加算状況4]

※(1)～(4)については申請する法人又は事業所単位で、(5)(6)については事業所単位で提出願います。

※(2)(3)は、令和4年度に処遇改善加算・特定処遇改善加算を既に取得済みである場合、提出不要です。

### 2 提出先

各指定権者（別紙「提出先一覧」参照）

<提出先が県の場合>

《郵送の場合》

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部障害福祉課（又は健康対策室健康課）  
封筒に「令和4年度処遇改善計画書在中」と記載（朱書）願います。

《電子申請の場合》

提出用フォーム <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/P08J0HDp>

### 3 提出期限

**令和4年8月31日（水）【必着】**

※その後も随時受け付けますが、提出された月の翌々月から算定されます。

#### 4 留意事項

- 加算算定及び計画書の作成にあたっては、厚生労働省からの通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年7月22日付け障障発 0722 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び記入例を必ずご確認ください。

#### 【事務担当】

障害福祉課自立支援係

TEL 076-444-3212

健康対策室健康課精神保健福祉担当

TEL 076-444-3223